

— No. 320 —



川越 広報

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤龍二

■編集 企画部企画課

10月10日



スポーツの秋です。市内でもあちらこちらで運動会がくりひ
ろけられています。(9月27日: 武蔵野小学校の運動会)



印鑑証明は、十月から
に変更しました。改正の目的は、
印鑑に関する事故の防止と交付
を発行するためです。

この改正に伴なって、現在印鑑登
録がしてある方は新しい印鑑票を
作成しますので、来年九月末まで
に登録印鑑をお持ちになって、更新
手続きをしていただくことになり
ます。この場合、申請を委任する
ときは委任状の必要はありません
が、間違いを起こさないようにな
るべく本人が申請をしてください。

なお来年九月末までは印鑑登録証
明の申請をする方は、同時に更新の手
続きをしますから、必要な方は申し
出してください。

新申請をする必要はありません。
このほか、印鑑関係に

病気やその他の理由を得ない理
由で、本人が申請できないとき
は、本人署名の委任状が
必要です。もし、本人の
署名と認められないとき
は、申請を受けません。

任状の様式は下のとおり
です。

は、申請を受けません。

このようにして、印鑑登録の手
続きをします。

印鑑登録の手続

続きをします。

印鑑登録の手續

最近、ぼくは親切と不親切といふことをついて、真げんに考へるようになった。それがたゞ一日の生活が、明るくなるか、暗くなるか、大事なことの一つだということだ。よくいわれていることだが、バスや電車の中で、席をゆずる人との気分のちがい。ぼくたち子ども達も、歩外へ出ると、社会の運営が、どうなるか、どうなるか、大事なことの一つだと

礼をいわれた場合と、子どもあつかいされて、そっぽむかれた場合わざとらぬ人の態度のちがい。よくいわれていることだが、バ

山田小六年 滝本和也

感じることができる。まだまだ、ぼくたちの毎日の生活中には、さまざまな行ない、たくさんあるにちがいない。ちょっとしたことはばづかいや、親切心が、人を喜ばせ、生

交通事故だより

初心運転者の保護

道交法の一部改正

このほど道路交通法の一部が改正され、十月一日から次の二点が義務づけられました。

これは、普通免許を受けて間もない、いわゆる「初心運転者」を保護し、事故防止を図るためのもので、要点は次のとおりです。

標識取付を義務化

違反すると罰則

普通免許を受けて、免許経験が一年に満たないドライバーは、自分の運転する普通自動車（軽自動車も含む）の前後に図のような様

式の初心運転者標識をつけて運転しなければならないことになります。

標識をつける場合には、自動車の地上〇・四メートル以上、一・二メートル以下の位置で、前方および後方から見やすいように取付けることになっています。

ただし、フロントガラスや前照



から一言
③

歩行者の心がけ

自動車の通行に規則があるようつきまりがあります。

しかし、歩行者のほとんどはこのことを知らないでいるのですよ

うか……。

必ず守るべき基本的な歩行者として守るべき基本的なことを守ってほしい

反射材料を用いて夜間ではつき見えるようになっています。

標識は若芽を図案化したもので緑と黄色の芽を黒でふちとりし、

ステッカー式、金具取付式などが

あります。

協会、自動車学校、自動車販売店

などで販売されています。

今成町一〇二六一三

小谷野しづ

最悪の道路事情の中でも、最も心すべき保護者の立場にある私たち母親がもつともっと注意をしなければならないことがあります。

受けとめ、自分の行動を反省する

心のゆとりのある人は、本当に少

なく、反対に相手の方の反感を買

うとして減少していません。

毎年くり返される安全運動も

一部の関係者や、期間中だけの、

その場かぎりで終ってしまう

はならないと思います。私たち

母親が、もっと深刻に考え、交

通事故の恐しさを認識したいも

のです。

私たちは、母親として常に連帯感を持ち、正しく交通ルールを理解し、安全知識を身につけて、日常生活の中に実践するよう心掛けていかなければ、交通事故の防

止はできないでしょう。

立っています。

適性診断についての詳しいこと

は、埼玉県警察本部交通部運転免

許課（☎〇四八六-2415355）

にお問い合わせください。

（昭和三十二年六月十日第三種郵便物認可）

</